

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年5月2日(火) 号外第47号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則(26)(人事企画課) 3
- ◇ 訓 令 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(5)(職員支援課) 12

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴い、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局を廃止する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

- ア 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局を廃止する。
- イ 福祉保健部に感染症対策センターを置く。
- ウ 福祉保健部に新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長を置く。
- エ 内部組織及び所掌事務について所要の規定の整備を行う。

(2) 職員の職の設置に関する規則の一部改正

職員の職について、次のとおり改める。

ア 新設する職

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長、観光誘客チーフコーディネーター及びスポーツ指導主事

イ 廃止する職

通商物流戦略監及び観光誘客ディレクター

(3) 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正

公の意思の形成への参画に携わる職に新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長を追加する。

(4) 施行期日等

- ア 施行期日は、令和5年5月8日とする。
- イ 鳥取県予算規則及び鳥取県事務処理権限規則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県行政組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(機関の分類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織(以下「部局」という。)並びに部局の下に設けられる局(局に相当するものを含む。以下「部内局」という。)、課(課に相当するものを含む。以下同じ。)及び課内室(課内室に相当するものを含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>(部局及び部内局の名称等)</p> <p>第5条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。</p> <p style="padding-left: 2em;">令和新時代創造本部 交流人口拡大本部 危機管理局 総務部 地域づくり推進部 福祉保健部 子育て・人財局 生活環境部 商工労働部 農林水産部</p>	<p>(機関の分類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本庁とは、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織及び<u>新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第22条第1項の規定に基づき設置される鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局</u>(以下「<u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局</u>」という。)(以下「部局」という。)並びに部局の下に設けられる局(局に相当するものを含む。以下「部内局」という。)、課(課に相当するものを含む。以下同じ。)及び課内室(課内室に相当するものを含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>(部局及び部内局の名称等)</p> <p>第5条 <u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局</u>を部局として置くほか、鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定により設置された部局は、次のとおりである。</p> <p style="padding-left: 2em;">令和新時代創造本部 交流人口拡大本部 危機管理局 総務部 地域づくり推進部 福祉保健部 子育て・人財局 生活環境部 商工労働部 農林水産部</p>

県土整備部

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	
福祉保健部	ささえあい福祉局 健康医療局 感染症対策局 感染症対策センター
略	

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部局	部内局	課	課内室

県土整備部

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	
福祉保健部	ささえあい福祉局 健康医療局 感染症対策局
略	

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部局	部内局	課	課内室
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局		新型コロナウイルス感染症対策総合調整課	新しい県民生活推進室
		新型コロナウイルス感染症対策推進課	
		新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム	
		経済雇用・生活支援チーム	
		クラスター対策チーム	
		保健所応援チーム	
		認証事業所・ガイドライン対策チーム	

令和新时代創造本部	政策戦略監	新時代・ エスディー・ SDGs 推進課	
	略	略	
略			
福祉保健部	略		
	感染症対策局	略	
		感染症対策課	
感染症対策センター			
略			

		人権啓発 チーム	
令和新时代創造本部	政策戦略監	新時代・ エスディー・ SDGs 推進課	
	略	略	
略			
福祉保健部	略		
	感染症対策局	略	
		感染症対策課	
略			

(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局各課の所掌事務)

第6条の2 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症対策総合調整課

(1) 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）第1条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の対策の総括に関すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策本部会議、鳥取県経済雇用対策本部会議及び鳥取県コロナに打ち克つ新しい県民生活推進会議に関すること。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関すること。

(4) 鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例（令和2年鳥取県条例第51号）の施行に関すること。

(5) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた県民生活及び県民経済の安定化を図る施策の総括に関すること。

(6) 新しい生活様式（新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、飛沫感染、接触感

染等への対策を徹底するための生活のあり方をいう。)の県民への普及及び定着に関すること。

(7) 新型コロナウイルス感染症の対策に係る市町村との連携及び調整の総括に関すること。

(8) 事務局の連絡調整に関すること。

(9) その他事務局内他課の所掌に属しないこと。

新型コロナウイルス感染症対策推進課

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染対策の総合調整に関すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症のクラスター対策の総括に関すること。

(3) 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種体制整備の総括に関すること。

新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種体制整備の総合調整に関すること。

経済雇用・生活支援チーム

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた県民生活及び県民経済の安定化を図る施策の総合調整に関すること。

クラスター対策チーム

新型コロナウイルス感染症のクラスター対策の総合調整に関すること。

保健所応援チーム

新型コロナウイルス感染症に係る保健所応援体制整備の総合調整に関すること。

認証事業所・ガイドライン対策チーム

鳥取県新型コロナ対策認証事業所及び新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに関する施策の総合調整に関すること。

人権啓発チーム

新型コロナウイルス感染症に関連した人権施策の総合調整に関すること。

(令和新時代創造本部各課の所掌事務)

第6条の2 略

(交流人口拡大本部各課の所掌事務)

第6条の3 略

(危機管理局各課の所掌事務)

第6条の4 略

(令和新時代創造本部各課の所掌事務)

第6条の3 略

(交流人口拡大本部各課の所掌事務)

第6条の4 略

(危機管理局各課の所掌事務)

第6条の5 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課

(1)～(22) 略

(23) 福祉保健部の予算経理及び庶務に関すること(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)

(24) 略

ささえあい福祉局福祉監査指導課～健康医療局医療・保険課 略

感染症対策局総合調整課

感染症対策に係る総合調整に関すること(感染症対策センターの所掌に属するものを除く。)

感染症対策局感染症対策課

結核、新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザその他の感染症の対策に関すること(感染症対策センターの所掌に属するものを除く。)

感染症対策センター

感染症対策の総括に関すること。

(職制及び職務)

第16条 略

2～9 略

10 略

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

ささえあい福祉局福祉保健課

(1)～(22) 略

(23) 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局及び福祉保健部の予算経理及び庶務に関すること(総合事務センター庶務集中課及び物品契約課並びに統括審査課の所掌に属するものを除く。)

(24) 略

ささえあい福祉局福祉監査指導課～健康医療局医療・保険課 略

感染症対策局総合調整課

感染症対策に係る総合調整に関すること(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の所掌に属するものを除く。)

感染症対策局感染症対策課

結核、新型インフルエンザその他の感染症の対策に関すること(新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の所掌に属するものを除く。)

(職制及び職務)

第16条 略

2～9 略

10 クラスタ対策監を新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に置き、新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に関する事務をつかさどる。

11 略

12 略

13 略

14 略

15 略

16 略

17 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 略

24 略

25 略

25 略	26 略
26 <u>クラスター対策監を福祉保健部に置き、新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に関する事務をつかさどる。</u>	
27 <u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長を福祉保健部に置き、新型コロナウイルス感染症に係る施策の総合調整に関する事務をつかさどる。</u>	
28 略	27 略
29 略	28 略

(職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 職員の職の設置に関する規則(昭和39年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第2条関係)</p> <p>統轄監、部長、本部長、局長、所長、理事監、<small>エスディージェーズ</small>会計管理者、次長、参事監、鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、政策戦略監、サイクルツーリズム振興監、原子力安全対策監、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、文化振興監、<u>クラスター対策監、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長</u>、官房長、経済産業振興監、農業振興監、業務適正化推進本部事務局長、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、債権管理幹、税務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、地方交通主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>統轄監、部長、本部長、局長、所長、理事監、会計管理者、次長、参事監、<u>クラスター対策監</u>、<small>エスディージェーズ</small>鳥取県SDGs推進・温室効果ガス削減戦略本部事務局長、政策戦略監、サイクルツーリズム振興監、原子力安全対策監、鳥取県Society5.0推進本部事務局長、文化振興監、官房長、経済産業振興監、<u>通商物流戦略監</u>、農業振興監、業務適正化推進本部事務局長、関西ワールドマスタースゲームズ鳥取県実施本部事務局長、室長、副局長、校長、館長、園長、課長、星空環境推進幹、中部復興支援幹、参事、危機管理専門官、危機管理情報官、原子力モニタリング専門官、原子力防災訓練推進官、原子力安全監督官、<u>観光誘客ディレクター</u>、副官房長、事務局長、主任教授、副所長、副校長、総括検査専門員、検査専門員、債権管理幹、税務専門員、用地専門員、業務適正化推進幹、業務適正化監察幹、チーム長、副本部長、支所長、中山間地域振興リーダー、課長補佐、主幹、室長補佐、教授、総括主計員、主計員、税務主幹、地方交通主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指</p>

<p>導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、<u>観光誘客チーフコーディネーター</u>、<u>スポーツ指導主事</u>、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、副館長、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>	<p>導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員補、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、臨床検査技師、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、専門員、総括専門員、副館長、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、主幹学芸員、主幹研究員、主任学芸員、サブチーム長、主任研究員、研究員、学芸員、院長、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、船長、機関長、機関士長、航海士長、漁業取締専門員、機関士、航海士、現業職長、現業技術員、農業技手、畜産技手、現業主事、介助員、映画監督、映画制作スタッフ、隊長、副隊長、隊員、保管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員</p>
---	--

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(公の意思の形成への参画に携わる職)

第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。

(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第7項の規定により置かれる次長、同条第9項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第11項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第12項の規定により置かれる危機管理情報官、同条第13項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第14項の規定により置かれる原子力モニタリング専門官、同条第15項の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、同条第16項の規定により置かれる原子力安全監督官、同条第17項の規定により置かれるサイクルツーリズム振興監、同条第19項の規定により置かれる債権管理幹、同条第24項の規定により置かれる文化振興監、同条第26項の規定により置かれるクラスター対策監、同条第27項の規定により置かれる新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長並びに同条第29項の規定により置かれる経済産業振興監

(2)～(5) 略

(公の意思の形成への参画に携わる職)

第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。

(1) 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号。以下「組織条例」という。)第14条第1項に規定する統轄監及び部局長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。)第16条第1項の規定により置かれる部内局及び課の長、同条第7項の規定により置かれる次長、同条第9項の規定により置かれる理事監及び参事監、同条第10項の規定により置かれるクラスター対策監、同条第12項の規定により置かれる危機管理専門官、同条第13項の規定により置かれる危機管理情報官、同条第14項の規定により置かれる原子力安全対策監、同条第15項の規定により置かれる原子力モニタリング専門官、同条第16項の規定により置かれる原子力防災訓練推進官、同条第17項の規定により置かれる原子力安全監督官、同条第18項の規定により置かれるサイクルツーリズム振興監、同条第20項の規定により置かれる債権管理幹、同条第25項の規定により置かれる文化振興監並びに同条第28項の規定により置かれる経済産業振興監

(2)～(5) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年5月8日から施行する。

(鳥取県予算規則の一部改正)

2 鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 主務部長 知事部局の部長(令和新時代創造本部長、交流人口拡大本部長、危機管理局長、子育て・人財局長及び会計管理者を含む。)、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 主務部長 知事部局の部長(<u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局長</u>、令和新時代創造本部長、交流人口拡大本部長、危機管理局長、子育て・人財局長及び会計管理者を含む。)、議会事務局長、教育長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び警察本部長をいう。</p>

(2)～(4) 略	(2)～(4) 略
-----------	-----------

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

3 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 部長 組織条例第14条第1項に規定する部局長をいう。</p> <p>(17)～(23) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 部長 組織条例第14条第1項に規定する部局長及び組織規則第5条第1項の規定により置かれる<u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の長</u>をいう。</p> <p>(17)～(23) 略</p>

訓 令

鳥取県訓令第5号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和56年鳥取県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(安全推進者)</p> <p>第6条の2 部局（鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条に規定する部局、同条例第15条第1項に規定する会計管理局及び労働委員会事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(安全推進者)</p> <p>第6条の2 部局（<u>組織規則第2条第2項に規定する新型コロナウイルス感染症対策本部事務局</u>、鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条に規定する部局、同条例第15条第1項に規定する会計管理局及び労働委員会事務局をいう。以下同じ。）及び地方機関等（前条第1項の規定により安全管理者を置く地方機関を除く。）に安全推進者を置く。</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この訓令は、令和5年5月8日から施行する。